

安全だより

無事故・無災害を自指して

2019年度(令和元年度)第4号

発行日：2019. 11. 27

発行：福山市新涯町二丁目21番30号

公益社団法人福山市シルバー人材センター

安全委員会

TEL (084) 953-5222

FAX (084) 953-5233

安全対策重点項目

[12月] 交通事故防止・・・交通ルールを守り、危険予測をし、危険回避を図る。

[1月] 健康管理・・・日頃から健康管理に努め、常に健康な状態で就業する。

◇就業途上帰途の交通事故防止について

今年度、就業途上・帰途の事故は1件であり、昨年度の6件に比べれば、事故は減っています。

しかし、12月は日没の早さ、路面の凍結、気ぜわしさ等、事故が発生する要因が多数あり、警察庁の統計上でも1年で最も交通事故が発生しやすい月となっています。

これまで事故が起きなかったからといって、油断は大敵です。

(1) 夕暮れ時の安全対策について

交通事故は夕暮れ時に最も多く発生します。これは屋外の明るさが日没後の30分間に急激に変化するため、単に薄暗い時よりも、運転や歩行に支障をきたしやすいことや通勤・通学の帰途時間に当たるためです。

出来るだけ、皆さんの就業帰途の時間帯に重ならないよう、早めに仕事を終えるように計画する等、十分に注意してください。

①車の運転時には前照灯の早めの点灯！！

前照灯を早めに点灯することで、薄暮時で目が暗さに慣れない状況でも、前照灯の明るい光を発することで、自分の運転する車両の存在を他の交通利用者にアピールすることができます。また

前照灯を点灯することで、反射材等を身につけている歩行者や自転車の存在をいち早く発見することができ、交通状況を把握し交通事故の防止に繋がります。

②自転車の運転時には必ずライトを点灯！！

自転車は、車に比べて走行中の音が静かで、周囲の歩行者や車両から発見しにくいので、日没後は必ずライトを点灯して下さい。また、車輪や後部、ペダル等についた反射材が壊れたり、取れたりしていないか点検もお願いします。

③歩行時には反射材を身につける！！

反射材は、車両等のライトの光が反射して、反射材を身につけていない時と比べると、車両を運転しているドライバーが、約2倍も遠い距離で歩行者を発見することができ、交通事故に遭いにくくなります。

(2) その他の安全対策

次のことを意識して、行動してください。

○交通ルールの遵守

○早めのライト点灯や安全な速度での運転

○余裕を持って行動すること

○道路の横断や交差点では十分な安全確認

◇事故発生状況について

前月号以降、傷害事故 4 件、賠償事故 6 件が発生しました。

[傷害事故]

①拭き掃除後の転落事故 (9 月 12 日)

床の汚れをモップで拭き、立ち上がろうとした際、拭いた場所で滑り、転倒し、左肩の脱臼と左ひじの靭帯損傷を負ったもの。

②自転車での就業途上の転倒事故 (10 月 7 日)

自転車で就業途上、車道と歩道の段差に引っ掛かり、転倒し、顔面切創や首の捻挫を負ったもの。

③剪定用バリカンによる自傷事故 (11 月 21 日)

剪定用バリカンを右手で操作し、左手を切る枝に添えていたところ、誤って接触させ、中指と薬指に切創を負ったもの。

④脚立からの転落事故 (11 月 22 日)

剪定のため 6 尺脚立を登っていたところ、足を踏み外し、脚立の 3 段目辺りから転落し、打撲を負ったもの。

[賠償事故]

①車両への接触が疑われる事案 (9 月 26 日)

アパートの中庭を剪定中、入居者より、自家用車に傷が付いており、剪定が原因ではないかとの苦情があったもの。

②刈払機による飛散事故 (10 月 8 日)

休耕田を草刈り中、これまで飛散事故がなかったことから、防護ネットで対策をしていなかったため、隣接する家の車に木片を飛散させ、損傷させたもの。

③剪定用バリカンによるケーブル損傷事故 (10 月 15 日)

他の木の剪定に移る際、電源を入れたままの剪定用バリカンを持ち、脚立を上っていたところ、

ケーブルに接触し、損傷させたもの。

④脚立の接触による外灯の破損事故 (10 月 25 日)

脚立を持って庭を移動中、足元の低木や庭石に気を取られ、脚立を外灯に接触させ、破損させたもの。

⑤車両への接触が疑われる事案 (10 月 26 日)

民家の庭を剪定中、発注者より、自家用車に傷が付いており、剪定が原因ではないかとの苦情があったもの。

⑥刈払機による飛散事故 (11 月 13 日)

発注者の裏山を草刈り中、母屋まで 13m 程度離れていたことから、飛散しないと思い、防護ネットで対策をしていなかったため、窓ガラスに小石を飛散させ、損傷させたもの。

◇作業前後の周辺環境の点検の徹底

今月の賠償事故でも報告したとおり、作業時に財物を損傷させたのではないかと、との苦情が入っています。会員への聞き取りでは損傷の自覚はありませんでしたが、いずれの事案でも

①作業前・後に傷の有無の確認をしていないこと

②財物に対する防護対策を取っていないこと

から、相手方に対し、説得力のある説明ができず、当方の作業に伴う損傷の可能性を完全に否定することが困難な状況となっています。

より一層、以下の遵守事項を徹底していただきますようお願いいたします。

[遵守事項]

①作業前後に周辺環境の点検を行い、気付や確認

しておくべき点は必ず発注者に報告すること

②損傷の恐れがあるものは移動させること

(車等は移動してもらうこと)

③移動が困難であれば必要な防護対策を講じること